

「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」報告（平成21年7月）で提言された政策等の推進状況について

| 区分 | 項目 | 政策 | 取組状況 | 関係省庁等 |
|--------------------------------|---|------------------------------|---|--------------|
| ①国民の理解の促進 | ア 教育 | 教科書における記述の充実 | <p>○教科書出版社対象の説明会の開催【平成29年度～】 学校教育におけるアイヌに関する教育の充実を図るため、小・中・高等学校学習指導要領の改訂に伴い新しい教科書を作成している発行者を対象としたセミナーを開催。</p> | 内閣官房 |
| | | | <p>○教科書における記述の充実【平成23年度～】 平成20・21年に公示された学習指導要領に対応した教科書は平成23年度より順次使用。 平成29年3月31日に公示された小・中学校の学習指導要領において、中学校社会科の歴史的分野ではアイヌ文化を取り上げることとし、地理的分野では、日本の諸地域を扱う際に、「そこに暮らす人々の生活・文化、地域の伝統や歴史的な背景」などに留意することとしており、北海道地方を扱う際には、これらを踏まえ、アイヌについて扱うことになっている。また、小学校社会科では、「歴史学習全体を通して、我が国は長い歴史をもち伝統と文化を育んできたこと」を扱うことが示されているところ、これについては、小学校学習指導要領解説社会編において、先住民であるアイヌの人々には独自の伝統や文化があることについて触れる旨記載している。 また、平成30年3月30日に公示された高等学校の学習指導要領において、地理歴史科の必修教科目「歴史総合」ではアイヌ文化について、「日本史探究」ではアイヌの文化の形成やアイヌの人々を通して北方貿易が行われたことについて取り上げることとしている。 これらに基づき作成される教科書について、小学校は令和2年度から、中学校は令和3年度から使用されており、高等学校は令和4年度から順次使用されている。また、教科書を活用したアイヌに関する教育の充実については、専門的な知見や経験を有する有識者等との連携も図りつつ、教材の充実や教員の指導力の向上などに総合的に取り組んでいる。</p> | 文部科学省 |
| | | 副読本の利活用の充実 | <p>○児童生徒向け副教材の作成・配布【継続】 アイヌ施策推進法の制定、ウポポイの開業などアイヌの人々やアイヌ施策をめぐる状況の変化、新学習指導要領等に基づく新たな教科書の普及やリモート授業の拡大など児童生徒の教育環境の変化などに対応した副教材を新たに作成し、児童生徒のアイヌに関する学習の理解に資するための副読本について道内小4、中2の全生徒に配布した。</p> | 国土交通省 北海道 |
| | | | <p>○教員用指導資料の作成・配布【令和2年度】（札幌市） 「アイヌ民族の歴史・文化等に関する指導資料―第6集―」を作成し、札幌市立全幼稚園・学校に配布。 ○小中学校におけるアイヌ文化理解促進のためのふるさと学習の推進【継続】（白老町） 地域の歴史と伝統として息づくアイヌ文化の理解促進のため、白老町内小中学校で実施するふるさと学習（アイヌ文化をテーマとした総合的学習）において、各学年の学習テーマに対応する動機付けとして副読本を利活用。</p> | 市町村 |
| アイヌ文化等に関する体験学習等の実施、教職員等への研修の充実 | <p>○小中高等学校におけるアイヌ文化理解促進のための体験プログラムの実施【継続】（札幌市） 札幌市アイヌ文化交流センターにおいて、小中高校生を対象にアイヌ民族の伝統文化を体験するプログラムを提供。センターへの来館が困難な学校については、出前方式により体験プログラムを提供。 ○教職員の理解の促進と支援【継続】 ・学校等からの要請に基づくアドバイザーの派遣、児童・生徒を指導する教員のための研修を実施</p> | 文部科学省 国土交通省 北海道 市町村 | | |

| 区分 | 項目 | 政策 | 取組状況 | 関係省庁等 |
|------------|------|--|--|------------------------------|
| ① 国民の理解の促進 | ア 教育 | アイヌ文化等に関する体験学習等の実施、教職員等への研修の充実 | <ul style="list-style-type: none"> 札幌市教育センター研修講座において教職員向け研修「アイヌ文化の基礎」を実施。(令和4年度までは「札幌市民族教育に関する研修会」と「札幌市教育センター研修講座教職員基礎研修コース」に分けて実施)(札幌市) 「人間尊重の教育」推進事業の中で「アイヌ民族に関する学習を窓口人間尊重の意識を高める研究」に研究推進校が取り組み、成果と課題を各学校に共有【令和4年度～】(札幌市) | |
| | | | <p>○イオル事業を通じた、教職員の理解の促進【平成21年度～】(白老町)</p> <p>イオル事業の取組の一つとして、毎年夏休み時期に、地域の教職員を対象としたアイヌ文化理解促進のための体験交流事業を、2日間にわたり開催。</p> | 市町村 |
| | イ 啓発 | 「アイヌ民族の日(仮称)」の制定など、全国的に期間を集中して、先住民族としてのアイヌ民族に関する歴史や文化について国民の理解を深める広報活動や行事を実施 | <p>○アイヌの伝統等をテーマとするセミナーの開催【継続】</p> <p>学校教育・社会教育関係者や基礎的知識を持っている人々を対象にアイヌの伝統等をテーマとするセミナーを開催。</p> <p>○アイヌ文化等状況調査の実施【平成22～23年度】</p> <p>アイヌ文化がどのように影響を受け、変容し、現代まで育まれてきたかに焦点を当てた調査を行い、調査結果を広く国民に普及啓発。</p> | 国土交通省 北海道 |
| | | | <p>○文化フェスティバル及び講演会の開催【継続】</p> <p>道内外において、アイヌの人たちやアイヌ文化への理解の促進を目的としたフェスティバルと、アイヌの歴史や文化をテーマとした基礎的な内容の講演会を合同開催。</p> | 国土交通省 文部科学省 北海道 市町村 |
| | | | <p>○国民理解の促進を図るための調査の実施【平成24年度】</p> <p>象徴空間に関する国民理解の促進、アイヌ文化振興・普及啓発に関する取組の裾野拡大等を図るための方策を検討。</p> <p>○子どもを対象としたアイヌ文化の体験教室の実施【継続】</p> <p>「こども霞が関見学デー」において、子どもを対象にアイヌ文様の切り絵やアイヌ民族の伝統衣装試着体験等を通じて、アイヌ文化の理解を促進。</p> | 国土交通省 |
| | | | <p>○インターネット広告等による人権啓発の実施【平成22年度～】</p> <p>アイヌの人々の人権に対する国民の理解と認識を深めるため実施。</p> <p>○ウポポイにおける人権啓発活動の実施【令和2年度～】</p> <p>札幌法務局と札幌人権擁護委員連合会の主催により、人権啓発パネルの展示や人権に係るクイズなど人権啓発イベントを開催。</p> <p>○アイヌの人々の人権をテーマとする研修会の開催【令和3年度】</p> <p>令和3年8月から10月までにおいて、中央省庁等の職員を対象とした研修会を開催。</p> <p>○アイヌ文化フェスティバルにおける人権啓発活動の実施【令和3年度】</p> <p>令和3年7月、10月、11月及び令和4年1月に開催されたアイヌ文化フェスティバルにおいて、啓発ブースの出展や啓発冊子の配布を実施。</p> <p>○アイヌ文化に関する啓発動画の作成【令和4年度～】</p> <p>令和5年3月、アイヌの人々の文化・歴史への理解を深め、アイヌの人々への偏見・差別を解消するため、啓発動画「アコロ青春 a=kor アコロ[アイヌ語で「私たちの」]」を制作・インターネット配信。</p> | 法務省 |

| 区分 | 項目 | 政策 | 取組状況 | 関係省庁等 |
|--|------------------------|---|--|-------------------------------------|
| ①国民の理解の促進 | イ 啓発 | 「アイヌ民族の日（仮称）」の制定など、全国的に期間を集中して、先住民族としてのアイヌ民族に関する歴史や文化について国民の理解を深める広報活動や行事を実施 | ○アイヌ文化に関する啓発動画を活用した学習の推進【令和5年度～】 令和5年6月、内閣官房、法務省、国土交通省及び文化庁は、文部科学省を通じ、各都道府県教育委員会等に対し、上記動画を北海道への遠足・修学旅行等の事前学習教材として活用するよう依頼。 | 内閣官房 法務省 国土交通省 文化庁 |
| | | | ○アイヌの人々が参画したシンポジウム、講演会等の開催【継続】 アイヌ政策の実現に向けた国のアイヌ政策の推進状況等の報告、海外の先住民施策の紹介等。 | 北海道大学 内閣官房 国土交通省 |
| | | | ○「イランカラプテ」キャンペーンの展開【平成25年度～】 アイヌ文化等への親近感や共感を高めるため、アイヌ語の挨拶の言葉である「イランカラプテ」をキャッチフレーズとして、ロゴマークの作成やPRツールの製作・頒布、イメージソングの活用、各種イベントとの連携、公共施設等での発信（JR札幌駅西コンコース等）、アイヌ語によるバス車内案内、首都圏におけるアイヌ文化のPR等の各種キャンペーンを実施。 | 内閣官房 関係省庁 北海道 市町村 関係機関等 |
| | | | ○ユカラ等の口承文芸に関する視聴覚資料の作成・配布【平成24年度～令和元年度】 ユカラをはじめとした口承文芸について、語り（アイヌ語）、日本語及び字幕を入れたアニメーション映像を作成し、アイヌの無形文化の紹介資料とするとともに、アイヌ語やアイヌ文化の入門教材として活用。 | 文部科学省 北海道 |
| | | | ○アイヌの歴史・文化を学ぶための動画の配信・体験学習【令和3年度～】 ・アイヌの考え方や言葉を学びながら理解を深めるための幼児向け人形劇と、アイヌの歴史や文化をテーマにした一般向け啓発動画の配信 ・アイヌの歴史・文化への理解と関心を深めるための幼児向け人形劇の上演、楽器演奏・舞踊・料理の体験学習の実施 | 北海道 |
| | | | ○東京オリンピックにおけるアイヌ文化とウポポイの情報発信【令和3年度】 令和3年8月、札幌での「東京オリンピック競技大会マラソン・競歩の実施で注目が集まる機会を活用し、東京2020参画プログラムとしてアイヌ舞踊を実施し、その映像を国内外に広く発信することにより、アイヌ文化とウポポイの普及・啓発の実施。 | 内閣官房 国土交通省 文化庁 北海道 札幌市 |
| | 公共の場等において積極的にアイヌ文物等を展示 | ○空港等におけるアイヌ文物等の展示【平成23年度～】 新千歳空港（平成23～30年度）、釧路空港（平成25年度～）、函館空港（平成26年度～）、帯広空港（平成27年度～）、旭川空港（平成30年度～）、新函館北斗駅（平成28年度～）、JR札幌駅構内（令和2年度～）及びどさんこプラザ羽田空港店（令和3年度～）において、展示コーナーを設置するなど、アイヌ文化を紹介・発信。 新千歳空港国際線コンコースや国際線到着ロビー（令和元～2年度）、国内線ターミナル（令和2～3年度）において、アイヌ文化をテーマとした作品を展示。 | 国土交通省 文部科学省 北海道 | |
| ○地下歩行空間等におけるアイヌ文物等の展示【平成23年度～】 ・札幌駅前通地下歩行空間におけるパネル「札幌の地名とアイヌ民族」【平成23年度～令和3年度】及びアイヌ文様が施されたタペストリー【平成23年度～】の設置（札幌市） ・JR旭川駅構内における、アイヌ民族衣装やアイヌの人々の生活様式を再現したジオラマ、映像によるアイヌ文化を紹介するコーナーの設置（旭川市） ・JR白老駅構内における、アイヌ文様を施した内外装の整備、刺繍や木彫等の伝統工芸品展示、映像によ | | 市町村 | | |

| 区分 | 項目 | 政策 | 取組状況 | 関係省庁等 |
|-----------------------|--|--|---|-------------------------|
| ① 国民の 理解の 促進 | イ 啓発 | 公共の場等において積極的にアイヌ文物等を展示 | リアイヌ文化を紹介するコーナーの設置（白老町） ・ JR 白老駅に近接する、白老駅北観光インフォメーションセンター(ポロトミンタㇿ)における、アイヌ文様を施した内外装の整備、伝統衣装、木彫等の伝統工芸品展示、映像によりアイヌ文化を紹介するコーナーの設置（白老町） | 市 町 村 |
| | | | ○アイヌアートモニュメントの設置【平成 26 年度～】（札幌市） ・ アイヌ民族の作家が制作したタペストリーを JR 札幌駅等に設置【平成 26 年度～】 ・ 市民がアイヌ民族の講師と共同制作したタペストリーを丸井今井札幌本店等に設置【平成 28 年度～】 | 市 町 村 |
| | | | ○アイヌ工芸品の展示 【継続】 文部科学省（情報ひろば）における展示、映像によりアイヌ文化を紹介するコーナーの設置。 | 文部科学省 |
| | | | ○道立アイヌ総合センターの運営 【継続】 アイヌ民族の歴史認識を深めること、文化の伝承、保存の促進を図ることなどを目的に設置。 資料展示室、図書情報資料室、保存実習室を有し、講習会等も開催。 | 北 海 道 |
| | | | ○博物館等におけるアイヌ関係資料の展示・公開等への支援【平成 24 年度～】 ・ 博物館等が実施する、アイヌ関係資料の公開やアイヌ文化の体験学習に関する助成を実施（令和元年度よりアイヌ政策推進交付金に移行） ・ 札幌市アイヌ文化交流センターにおいて、食文化発信、体験コーナーの設置、展示物等の充実や多言語化などセンターリフレッシュ事業を実施（札幌市） | 文部科学省 北 海 道 市 町 村 |
| | | | ○アイヌ文化を発信する空間設置【平成 30 年度～】（札幌市） ・ 札幌市の地下鉄南北線さっぽろ駅コンコース部にアイヌの伝統文化の魅力を広く発信する「アイヌ文化を発信する空間」（愛称：ミナパ）を設置 ・ 国、北海道、関係機関等の情報発信（パンフ配架・タッチパネル公開）、PR 動画の放映を実施【随時】 | 市 町 村 |
| | | | ○「イランカラプテ」キャンペーンの展開【平成 25 年度～】（再掲） | 内閣官房等 |
| | アイヌの歴史や文化に関する映画やドラマの作成、通信や放送による教育の充実など、民間も参加した多様な担い手による啓発の取組 | ○地デジデータ放送を活用したアイヌ文化の紹介・普及【平成 24～28 年度】 地デジデータ放送を活用し、アイヌ文化や各地域の取組等の情報を提供し、アイヌ文化等に対する国民理解を促進。 ○「イランカラプテ」キャンペーンの展開【平成 25 年度～】（再掲） | 国土交通省 北 海 道 | 内閣官房等 |

| 区分 | 項目 | 政策 | 取組状況 | 関係省庁等 |
|-----------------|-------------------|---|---|------------------------|
| ② 広義の文化に係る政策 | ア 民族共生の象徴となる空間の整備 | アイヌの歴史や文化等に関する教育・研究・展示等の施設、伝統的工芸技術等の担い手の育成等を行う場の確保、過去に発掘・収集され現在大学等で保管されているアイヌの人骨等の尊厳ある慰霊が可能となるような慰霊施設の設置等 これらの施設を山、海、川などと一体となった豊かな自然環境で囲み、国民が広く集い、アイヌ文化の立体的な理解や体験・交流等を促進する民族共生の象徴となるような空間を公園等として整備 | ○「民族共生の象徴となる空間」作業部会報告の取りまとめ【平成23年度】 象徴空間の基本コンセプト、候補地等を整理。 | 内閣官房 関係省庁 |
| | | | ○「民族共生の象徴となる空間」の具体化・「民族共生象徴空間」（ウポポイ）の運営【平成23年度～】 ・「民族共生の象徴となる空間」の機能に関するニーズの把握や北海道白老町の現況を踏まえ、同空間の全体イメージを取りまとめ【平成23年度】 ・アイヌ政策関係省庁連絡会議において、「民族共生の象徴となる空間」基本構想を決定。【平成24年度】 ・国立のアイヌ文化博物館（仮称）基本計画を策定【平成27年度】 ・国立の民族共生公園（仮称）基本計画を策定【平成28年度】 ・国立民族共生公園の整備【平成28年度～令和2年度】 ・大学等におけるアイヌの遺骨の保管状況等の調査を実施【平成23～25年度、平成28～29年度、平成30～31年度】 ・博物館等におけるアイヌの遺骨の保管状況等の調査を実施【平成27～28年度、平成30年度～令和元年度、令和3～4年度】 ・アイヌ資料等収蔵状況調査及び人材育成事業を実施【平成26年度～】 ・アイヌの伝統等に係る体験交流等活動に関する調査を実施【平成26～29年度】 ・国立アイヌ民族博物館用地の購入及び博物館新営工事着手【平成29年度】 ・慰霊施設の整備【平成29年度～令和元年度】 ・運営主体による開業準備活動の実施（国立アイヌ民族博物館の展示企画等、体験プログラムの具体化等）【平成30年度～令和2年度】 ・民族共生象徴空間の愛称を「ウポポイ」に決定し、開業500日前カウントダウンセレモニーにおいて公表【平成30年度】 ・国立アイヌ民族博物館建物完成【令和元年度】 ・アイヌ施策推進法に基づき、公益財団法人アイヌ民族文化財団を指定法人として指定【令和元年度】 ・ウポポイに係る満足度調査の実施【令和2年度】 ・7月12日、民族共生象徴空間（ウポポイ）がオープン。新型コロナウイルス感染症対策にも対応した魅力的なプログラムの提供、誘客促進に向けた広報活動等を実施。【令和2年度】 ・ウポポイ周年記念イベント開催【令和3年度～】 ・アイヌ古式舞踊等を伝承している団体を招請し、ウポポイにおいて各地域で伝承されている舞踊等を披露・発信【令和3年度～】 ・北海道内各地域の伝統技術伝承者を招き、工房の実演スペースにおいて、製作技術の実演を公開【令和3年度～】 ・北海道内各地域の伝承者を招き、チセにおいては口承文芸、体験学習館においてはアイヌ料理を実演【令和4年度～】 ・小、中、高の社会科の授業等で活用できるアイヌの歴史や文化に関する動画教材を開発。活用事例と共に配信を開始し、教育委員会等に対して活用を呼び掛け【令和5年度～】 ・アイヌ文化でつながる博物館等ネットワーク（愛称 プンカラ）事業として協働展示を道外で実施【令和5年度～】 | 国土交通省 文部科学省 関係省庁 |

| 区分 | 項目 | 政策 | 取組状況 | 関係省庁等 |
|-----------------|-------------------|---|--|--------------------------------------|
| ② 広義の文化に係る政策 | ア 民族共生の象徴となる空間の整備 | <p>アイヌの歴史や文化等に関する教育・研究・展示等の施設、伝統的工芸技術等の担い手の育成等を行う場の確保、過去に発掘・収集され現在大学等で保管されているアイヌの人骨等の尊厳ある慰霊が可能となるような慰霊施設の設置等</p> <p>これらの施設を山、海、川などと一体となった豊かな自然環境で囲み、国民が広く集い、アイヌ文化の立体的な理解や体験・交流等を促進する民族共生の象徴となるような空間を公園等として整備</p> | <p>○大学の保管するアイヌ遺骨等の返還 【平成26年度～】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「個人が特定されたアイヌ遺骨等の返還手続に関するガイドライン」を策定【平成26年度】 ・特定遺骨等の祭祀承継者への返還申請を受け付け・返還を実施【平成28年度～】 ・「大学の保管するアイヌ遺骨等の出土地域への返還手続に関するガイドライン」を策定【平成30年度】 ・大学の保管するアイヌ遺骨等の出土地域への返還申請を受け付け・返還を実施【令和元年度～】 ・大学の保管するアイヌ遺骨等の慰霊施設への集約を実施【令和元・2年度】 <p>○博物館等の保管するアイヌ遺骨等の返還 【令和4年度～】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「博物館等の保管するアイヌ遺骨等の取扱いについて」を策定【令和4年度】 ・保管に至った経緯や地域のアイヌの方々の意向等を踏まえ、各博物館等において取扱方針の策定【令和5年度】 ・博物館等の保管するアイヌ遺骨等の出土地域への返還申請を受け付け・返還を実施【令和5年度～】 ・博物館等の保管するアイヌ遺骨等の慰霊施設への集約を実施【令和5年度～】 <p>○慰霊施設の保管するアイヌ遺骨等の返還【令和4年度～】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・慰霊施設の保管するアイヌ遺骨の出土地域への返還申請を受け付け【令和4年度～】 ・慰霊施設の保管するアイヌ遺骨の出土地域への返還を実施【令和5年度】 | 内閣官房 文部科学省 国土交通省 北海道 市町村 |
| | | <p>○「民族共生の象徴となる空間」の早期整備に向けたフォーラム等の開催 【平成22年度～令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「民族共生の象徴となる空間」の早期整備に向けた機運の醸成を図るため、北海道、市町村、関係機関等が連携してフォーラム等を開催 <p>○ウポポイへの誘客促進と開設効果の地域波及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ウポポイ官民応援ネットワーク」の設立・運営【平成28年度～】 | 北海道 市町村 関係機関等 | |
| | | <p>○「民族共生象徴空間（ウポポイ）」PR事業等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アイヌ文化の発信や象徴空間PRのためのイベントを開催【平成29年度～】 (平成29年度：平取町、札幌市、釧路市、東京都、台湾、ハワイ) (平成30年度：札幌市、新ひだか町、帯広市、福岡市、宜野湾市、仙台市、北米・ハワイ、台湾、中国、ASEAN、フィンランド、ニュージーランド) (令和元年度：札幌市、旭川市、函館市、新千歳空港、名古屋市、東京都、大阪市、北米・ハワイ、台湾、中国、ASEAN、イギリスなど) ・象徴空間開設1000日前カウントダウンセレモニーの開催【平成29年度】(札幌市、室蘭市、白老町) ・象徴空間開設500日前カウントダウンセレモニーの開催【平成30年度】(札幌市) ・道内の全学校に対し、教育旅行でのウポポイの活用の働きかけ【令和元年度～】 ・ウポポイ開業後の誘客や開業効果の地域波及に向けた取組【令和2年度】 ・ウポポイ開業を契機とした、アイヌ文化の発信やウポポイPRのためのプロモーション事業の展開【令和元年度～】(白老町) ・ウポポイをはじめとする道内アイヌ関連施設等をPRするWEBサイト「アイヌミュージアム パーチャルガイド」の開設やPR動画の作成・配信、特別編集企画による無料情報誌「HO」の配布【令和3年度～】 ・PR動画の他言語版作成、ゴールデンカムイARスタンプラリー開催、無料情報誌「JP01」の配布【令和4年度～】 ・PR動画の国内外放映、札幌市、東京都におけるアイヌ文化PRイベントの実施【令和5年度】 ・市民を対象にウポポイと札幌市アイヌ文化交流センターを周遊するバスツアーを開催【令和4年度～】(札幌市) | 北海道 市町村 | |

| 区分 | 項目 | 政策 | 取組状況 | 関係省庁等 |
|-----------------|-----------------------|---|--|--------------|
| ② 広義の文化に係る政策 | イ 研究の推進 | 先駆的にアイヌに関する研究等に取り組んでいる機関の機能、体制等を拡充強化し、当該研究機関が中核・司令塔となってアイヌに関する研究のネットワーク化や研究者の育成等を担う 中長期的にはアイヌに関する総合的かつ実践的な研究の推進体制へと発展させる | ○アイヌ・先住民との文化的共生に関する総合的・実践的研究 【平成24年度～】 北海道大学アイヌ・先住民研究センターにおける、アイヌ・先住民との文化的共生に関する総合的・実践的研究への支援。 | 文部科学省 |
| | | | ○北海道博物館の開設【平成27年度～】 北海道開拓記念館と道立アイヌ民族文化研究センターを統合し、博物館の内部組織としてアイヌ民族文化研究センターを置く（博物館は平成27年4月開設） ・総合展示全5テーマ中の第2テーマ「アイヌ文化の世界」でアイヌ文化に関する常設の展示を実施 ・アイヌ文化に関する講座、子ども向け体験学習等を実施 ・アイヌ民族の言語、芸能、民具、歴史などについての調査研究、アイヌ文化に関する資料や研究情報などの収集と公開・提供、専門的アドバイスの実施 | 北海道 |
| | | | ○一般財団法人アイヌ民族博物館の運営への支援 【平成22～28年度】 象徴空間整備を見据えて、アイヌ文化の保存・伝承・調査研究を行う「アイヌ民族博物館」の安定的な運営を支援。 | 市町村 |
| | ウ アイヌ語をはじめとするアイヌ文化の振興 | アイヌ語等に関する講座や指導者の育成等の既存のアイヌ文化振興施策の充実強化 | ○「危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業」の実施【平成22年度～】 ・アイヌ語の危機状況や継承の取組の課題について調査研究を実施【平成22・24年度】 ・アイヌ語アーカイブを構築するための調査研究を実施【平成25・26年度】 ・アイヌ語のアナログ音声資料のデジタル化を行うとともに、アイヌ語の保存・継承・学習に資するため、アイヌ語音声資料を所有する機関におけるアイヌ語アーカイブ作成を支援【平成27年度～】 ・アイヌ語アーカイブ作成促進のため、アイヌ語音声の文字化・翻訳・注釈付与のできるアイヌ民族を中心とした人材の育成を実施【平成30年度～令和4年度】 ・アイヌ語の危機状況の周知とアイヌ語自体に触れてもらう場となる「危機的な状況にある言語・方言サミット」を実施【平成27年度～（平成29年度は札幌で開催）】 ・危機状況の言語・方言の研究者及び行政担当者による情報共有・意見交換の場となる「危機的な状況にある言語・方言に関する研究協議会」を実施【平成27年度～】 ・ウポポイにおけるアイヌ語体験プログラムの開発及び更新を実施【平成30年度～】 | 文部科学省 |
| | | | ○アイヌ語教育事業、アイヌ語普及事業、アイヌ文化伝承再生事業、アイヌ文化交流事業、アイヌ文化普及事業 【継続】 | 文部科学省 北海道 |
| | | アイヌ語の音声資料の収集・整理 | ○アイヌ語の音声資料の実態把握 【平成23年度】 道内外に現存する音声資料の実態把握を行うとともに、資料の活用が図られるよう情報収集等を実施。 | 文部科学省 |
| | | | ○ほっかいどうアイヌ語アーカイブ事業 【平成23・24年度】 ・アイヌ語の採録テープ等の整理と公開を進め、インターネット上でそれらを検索し視聴できる「ほっかいどうアイヌ語アーカイブ」を開設 ・「アイヌ語入門」などのコンテンツも整備し、アイヌ語の保存・伝承及び理解促進を図る ・構築事業は平成24年度で終了したが、ウェブサイト及び検索・視聴システムは継続して開設中 | 北海道 |
| | | | ○河川名標識等におけるアイヌ語及び名称由来等の表記の実施 【完了】 平成29年度末現在で1,235基。（石狩川ほか） | 国土交通省 |

| 区分 | 項目 | 政策 | 取組状況 | 関係省庁等 |
|--------------|-----------------------|--|--|------------------------------|
| ② 広義の文化に係る政策 | ウ アイヌ語をはじめとするアイヌ文化の振興 | 地名のアイヌ語表記やアイヌ語地名由来の説明表記を充実 | ○国立公園ビジターセンター等における展示及び案内・解説板のアイヌ語併記等の実施 【平成21年度～】 令和6年3月末現在で13箇所設置。(層雲峡ビジターセンター、知床羅臼ビジターセンター、阿寒湖畔エコミュージアムセンター、ひがし大雪自然館、川湯ビジターセンター、塘路湖エコミュージアムセンター、温根内ビジターセンター、サロベツ湿原センター、知床世界遺産ルサフィールドハウス、釧路湿原野生生物保護センター、知床世界遺産センター、旭岳ビジターセンター、知床五湖フィールドハウス) | 環境省 |
| | | アイヌの口承文芸であるユカラ等のアイヌ文化の伝承に長年貢献しているアイヌの高齢者への表彰等の継続実施 | ○アイヌ文化活動表彰事業(アイヌ文化賞) 【継続】 様々な分野で永年にわたりアイヌ文化の発展に寄与したと認められる者を選考・顕彰。 | 文部科学省 北海道 |
| | エ 土地・資源の利活用の促進 | アイヌの伝統的生活空間(イオル)の再生事業について、アイヌの人々や関係者の意見等を踏まえつつ実施地域の拡充等を行う 同事業の実施地域等において、アイヌの人々、行政等の関係者が国公有地や海面・内水面での自然素材の利活用等に関して必要な調整を行う場を設置 | ○アイヌの伝統的生活空間(イオル)の再生事業の支援 【継続】 ・アイヌの伝統的生活空間(イオル)の再生事業に関する「新たな中期的展開方針」を策定 ・同方針に基づき、公益財団法人アイヌ民族文化財団において、関係機関との調整を行う場を設置 ・白老(平成18年度～)・平取(平成20年度～)・札幌(平成24年度～)・新ひだか(平成25年度～)・十勝(平成27年度～)・釧路(平成30年度～)において、自然素材の栽培地の整備などを実施 ・アイヌ施策推進法施行後、白老町、平取町、札幌市、新ひだか町、帯広市、上士幌町、釧路市がアイヌ施策推進地域計画に基づく交付金事業にて実施 | 文部科学省 農林水産省 北海道 市町村 |
| | | | ○内水面さけ採捕事業及び国有林野における林産物の採取についての配慮 【令和元年度～】 アイヌ施策推進法において、認定アイヌ施策推進地域計画に記載された内水面におけるさけ採捕事業が円滑に実施されるよう配慮する旨を規定するとともに、同計画に記載したアイヌ文化の振興等に利用するための林産物を国有林野において採取するための共用林野の設定について規定。 | 農林水産省 |
| | オ 産業振興 | 伝統的なアイヌの工芸品等に関する工芸技術の向上や販路拡大への支援、アイヌブランドの確立への支援 | ○展示会の開催と技術研修の実施 【継続】 アイヌ工芸品の販路拡大や技術向上のため、展示会の開催と技術研修を実施。 | 経済産業省 北海道 |
| | | | ○アイヌ・プロダクツの開発支援【令和元～3年度】 アイヌの伝統工芸と現代的デザインが融合したアイヌ・プロダクツの開発を支援するなど、新たな需要を開拓。 | 北海道 |
| | | | ○アイヌ工芸品の販路拡大と担い手育成【継続】 ・展示会の開催やアンテナショップ等の試験開設、高校・大学への出前講座やインターンシップの実施 | 北海道 |
| | | | ○アイヌ文化に対する理解・関心を深める取組を通じた、地域経済の活性化 【平成22～23年度】 白老町と新ひだか町が連携して、アイヌの伝承食材、素材、工法を活用した商品開発や、アイヌ文化の普及啓発等の取組を通じてアイヌブランドの付加価値を高め、新たな産業、雇用の創出を図る取組を実施 | 北海道 市町村 |
| | | | ○アイヌ文化のブランド化推進【令和元年度～】(札幌市ほか) ・アイヌ工芸品作家・企業のニーズや課題を把握するためのヒアリング調査等の実施 ・アイヌ工芸品作家と企業のコラボレーションによる商品開発の支援 ・アイヌ民族の歴史や文化への興味・関心を喚起するためのツールとしてPR映像を制作 ・サッポロファクトリーにおける札幌市アイヌ文化PRコーナーの開設によるパネル「札幌の地名とアイヌ民族」及び工芸品等の展示【令和3～5年度】※札幌市アイヌ文化PRコーナーは令和6年10月に地下鉄南北線大通駅コンコース横に移転開設予定 | 市町村 |

| 区分 | 項目 | 政策 | 取組状況 | 関係省庁等 |
|-----------------|------------|--|--|---|
| ② 広義の文化に係る政策 | オ 産業振興 | アイヌ文化の適切な観光資源化や観光ルート化に関する支援 | ○滞在型コンテンツ造成への支援 【令和元・2年度】 北海道観光振興機構や北海道運輸局、札幌アイヌ協会等に対し、アイヌ文化を活かした滞在型コンテンツの造成を支援。 | 国土交通省 (観光庁) |
| | | | ○文化遺産を活かした地域活性化への支援【平成25年度～】 釧路市における「アイヌの伝統文化を活用した阿寒湖温泉活性化事業」(平成25・26・28・29年度)、「釧路が誇る文化遺産活用推進事業」(平成27年度)、白老町における「アイヌ文化遺産を活かした地域活性化事業」(平成25・26・29年度)、平取町における「平取町のアイヌ文化遺産を活かした地域活性化事業」(平成25・26年度)を支援。 | 文部科学省 |
| | | ○アイヌ文化を活かした観光振興・地域活性化への支援 【平成23年度～】 阿寒湖アイヌシアターイコロ(平成24年4月本格オープン)の設立・運営を支援。 | 市 町 村 | |
| | | ○海外の旅行会社やメディアによる視察旅行及びオンライン広告の実施 【継続】 ・令和5年度は、JNTOを通じて、民族共生象徴空間(ウポポイ)の認知度向上を図るため、YouTube上での動画広告、台湾の旅行会社とインフルエンサーの来日取材による魅力発信、JNTOのオウンドメディア(SNS、ウェブサイト)による情報発信を実施 ・令和6年度は、JNTOを通じて、海外メディアの招請、オンライン広告及びJNTOのオウンドメディア(SNS、ウェブサイト)による情報発信を実施予定 | 国土交通省 (観光庁) | |
| | カ 生活向上関連施策 | 北海道外のアイヌの人々の生活等の実態を調査 | ○「北海道外アイヌの生活実態調査」作業部会報告の取りまとめ 【平成23年度】 北海道外に居住するアイヌの人々の生活実態調査を実施(回収数:153世帯210人)し、全国的見地からの生活・教育面での支援策について検討が望まれる旨報告。 | 内閣官房 |
| | | 全国的見地から必要な支援策を検討し実施 (北海道アイヌ生活向上関連施策を含む) | ○北海道アイヌの生活向上関連施策を推進 【継続】 ・「北海道アイヌ生活実態調査」の実施(平成25年10月、平成29年11～12月、令和5年10～12月) ・「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策(第3次)」(平成27年7月～令和3年3月)に基づき施策を推進 ・北海道アイヌ政策推進方策を策定(令和3年3月)し、令和3年度からは、新たに策定した推進方策に基づき、生活向上や文化振興施策の推進に引き続き取り組むほか、地域振興や産業振興、観光振興などを含めた未来志向によるアイヌ政策を総合的に推進 ・アイヌ施策広域相談事業委託業務を実施(令和元・2年度) | 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 北海道 市 町 村 |

| 区分 | 項目 | 政策 | 取組状況 | 関係省庁等 |
|-----------------|---|--|---|----------------------|
| ② 広義の文化に係る政策 | カ 生活向上関連施策 | 全国的見地から必要な支援策を検討し実施 (北海道アイヌ生活向上関連施策を含む) | <p>○「北海道外アイヌの生活実態調査」作業部会報告を踏まえた全国的見地からの支援等の検討及び施策の実施【平成23年度～】</p> <p>政策推進作業部会において、「北海道外アイヌの生活実態調査」を踏まえた全国的見地からの施策として、高等教育機関への進学支援等、生活等の相談に対応する等の措置、安定した就労への支援、北海道外におけるアイヌ文化伝承等への支援等について検討及び次の施策を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等教育機関への進学支援として、独立行政法人日本学生支援機構の無利子奨学金の貸与が受けやすくなるよう基準を緩和【平成26年度～】 ・上記進学支援の実施に当たって必要となる施策の対象者の認定業務を開始【平成26年度～】 ・アイヌの人々のための電話相談事業の実施【平成28年度～】 ・アイヌの人々のための職業訓練受講相談会の実施【平成26・27年度】 ・アイヌ文化交流センターにおいて編物、刺繍、木彫講座を開催し文化伝承講座を充実。また、毎年度首都圏において文化伝承の成果発表会を実施【平成25年度～】 ・各施策のパンフレット等での情報提供、教育相談・職業相談・民生委員等相談に応ずる者に対する研修の充実、アイヌ文化に関する情報発信等の強化【平成24年度～】 | 内閣官房 関係省庁 関係機関 |
| ③ 推進体制等の整備 | アイヌ政策を総合的に企画・立案・推進する国の体制の整備 | | <p>○内閣官房アイヌ総合政策室の設置【平成21年度】</p> <p>○北海道分室の設置【平成22年度】</p> <p>○アイヌ政策関係省庁連絡会議の開催【平成23～30年度】</p> <p>○アイヌ施策推進法の施行、アイヌ政策推進本部の開催【令和元年度～】</p> | 内閣官房 |
| | アイヌの人々の意見等を踏まえつつアイヌ政策を推進し、施策の実施状況等をモニタリングしていく協議の場等の設置 | | <p>○アイヌ政策推進会議の開催【平成21年度～】</p> <p>○「民族共生の象徴となる空間」作業部会、「北海道外アイヌの生活実態調査」作業部会の開催【平成21～23年度】</p> <p>○政策推進作業部会の開催【平成23年度～】</p> | 内閣官房 関係省庁 |

※ 平成20年度以前から継続して実施しているものは、「継続」と表記